

## 会津若松市指定文化財の指定について

会津若松市教育委員会では、平成31年3月25日付けで、「会津塗」を会津若松市指定無形文化財（工芸技術）に指定いたしました。

この文化財の指定は、平成31年2月1日に、会津若松市文化財保護審議会（藤原妃敏 会長）に諮問し、平成31年3月8日に指定が適当であるとの答申を受け、平成31年3月20日の会津若松市教育委員会の議決を得たものです。

指定及び解除年月日につきましては、平成31年3月25日告示となりましたので、同日となります。

この指定に伴い、会津若松市指定文化財は、昭和33年11月の第1号以来、今回で130件目の指定となり、国・県の指定となったもの及び解除されたものを除き、現在117件（建造物 7件、美術・工芸品 49件、書跡・典籍・古文書 9件、歴史・考古資料 19件、史跡・名勝・天然記念物 25件、民俗資料 3件、無形民俗文化財 4件、無形文化財 1件）となりました。

今回の指定及び解除を受けて、市内に所在する文化財は、国指定 22件、県指定 30件、市指定 117件、登録文化財 6件、登録記念物 1件で 176件となっております。

### 【指定文化財の概要】

- 1 名称 会津塗
- 2 種別 無形文化財（工芸技術）
- 3 保持団体 会津塗技術保存会
- 4 所在地 会津漆器協同組合  
会津若松市大町一丁目7番3号
- 5 指定書の番号 会津若松市指定第130号
- 6 説明 会津塗は、天正 18年（1590）蒲生氏郷が会津へ入部するに際し、木地、塗りの職人を招聘して、漆器産業としての基礎を築いたことに始まり、伝統技法を基本に変遷を重ねながら、江戸・明治・大正・昭和期と受け継がれてきた貴重な漆工芸技法である。

まるもの

指定範囲としては、木地の分野では天然木を材料とする丸物

きじ いたもの きじ そうわし

木地と板物 木地（惣輪師）の技法である。

塗りの分野では、漆 下地 を施し、上塗りに赤や黒漆の「

はなぬり

ろいろ ぬり

かわりぬり

花塗」と「蠟色塗」、その他に変塗 の分野で「木地蠟色

なしじ

ぬり

あおがい ぬり

ほん たまむし

ほんきん

塗」「梨子地塗」「青貝塗」「本 玉虫 蠟色塗」「本

むしくいぬり

だんもん ぬり

はん お

もみじ ぬり

虫喰塗」「ひび塗(断文塗)」「版押し模様塗(紅葉塗

らんかく ぬり

ぬのめ ぬり

てつ きびぬり

はけ めぬり

等)」「卵殻塗」「布目塗」「鉄 錆塗」「刷毛目塗」

「目はじき塗」の技法である。

かしよく

うるしえ

はくえ

いろこ

まきえ

ほん

加飾 の分野では、「漆絵」「箔絵」「色粉 蒔絵」「本

まきえ

ひらごく まきえ

けしふん まきえ

けし きんじ

どんす

蒔絵」「平極 蒔絵」「消粉 蒔絵」「消金地」「緞子

え

ちんきん

絵」「沈金」の技法である。

保持団体は会津塗技術保存会とし、歴史的価値の高い技術の保存と活用を図る必要があることから、市の文化財として指定された。